

個別労働紛争の解決に貢献する地労委

中央労働委員会会長 諏訪康雄氏

労働紛争解決のチャンネルが多様化した。隔世の感がある。かつて個別労働紛争は裁判所への道があるものの金と時間がかかるので、労基署にかけこむしかなかったが、「民事不介入」の壁があった。

2001年に「個別労働紛争解決促進法」ができ、①国の「地方労働局」での助言・指導及び(紛争調整委員会による)斡旋、②都道府県での知事部局(相談センター等)における斡旋又は③知事から委任を受けた「県労働委員会」による斡旋の道が開かれ、続いて2006年に④労働審判制度(調停及び審判)が生まれた。



このような中で「最近の労働委員会の状況と課題」について、12月25日、中央労働委員会の諏訪康雄会長からレクチャーを受けた(参加38人)。詳しい業務統計分析の図表を用意され、分かりやすく説明していただいた。

(1)労働委員会は、今年70周年を迎え、かつて最も多かった集団調整事件は大幅に減が、不当労働行為事件は減らず、一方、個別紛争事件が新たに加わって、この3者がほぼ同割合を占めている。

(2)地労委の不当労働行為事件の7割は合同労組のかけこみ訴えで特に中小企業に多い。合同労組が受けた個別紛争での団交拒否等によるものであり、いわば形式的集団紛争事件である。

ここでは命令・決定権を背景にしつつ3者構成を生かし、審査事件の3分の2以上が和解で解決している。これが双方の納得と早期解決に寄与している。ただ西日本では命令決定に至る傾向が強い。

(3)今後の課題は更なる迅速性、的確性の強化であり、適性を有する委員の確保、事務局の専門職の養成・確保が必要であるとされた。(岡山茂)